

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
8 月 10 日
(金曜日)

目 次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 農業災害補償法第十六条第一項ただし書に規定する基準の設定に関する告示の廃止 (農林水産政策課) 二
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課) 三
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 四
 - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) 四
 - 一般競争入札の実施 (物品管理課) 五
- 公安委公告
 - 一般競争入札の実施 六
 - 契約の締結 七



山口県告示第三百三二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年八月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に

供する。

平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 テルモ山口株式会社
住 所 山口市佐山三番二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 テルモ山口株式会社
所在地 山口市佐山三番二二
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設、同表第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。



(一七五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成三十年八月十日から同年十二月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ柳井店

所在地 柳井市大字柳井四六八七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社フジ

愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

山口 普

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	尾崎 英雄	変更後	山口 普
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更前	尾崎 英雄	変更後	山口 普
大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の名称	変更前	フジ柳井店	変更後	フジ柳井店

四 届出年月日

平成三十年七月二十四日

五 変更年月日

平成三十年五月十七日

(一七六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年八月十日から同年十二月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	株式会社エクストリンク	変更後	株式会社エクストリンク
---------	---------------------------	-----	-------------	-----	-------------

四 届出年月日

平成三十年七月二十五日

五 変更年月日

平成三十年六月三十日

(一七七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成三十年八月十日から同年十二月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 株式会社エクストリンク	変 更 後
--------------------------------------	----------------------	-------

四 届出年月日
 平成三十年七月二十五日
 五 変更年月日
 平成三十年六月三十日

(一七八) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年三月二十七日山口県公告(五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成三十年八月十日から同年九月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月十日
 山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 宇部北琴芝複合店舗
 所在地 宇部市北琴芝二丁目五六九の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(一七九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成三十年三月二十七日山口県公告(五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年八月十日から同年九月十日までの間、山口県商工労働部商政

課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 宇部北琴芝複合店舗
 所在地 宇部市北琴芝二丁目五六九の一
- 二 意見の概要
 騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(一八〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一七〇四〇 四〇〇三三	A B 六六八	その他	平成二九、二、四	宮城 県 級外	〃	岩国市錦町宇佐郷 株式会社アイゼン ター
三一七〇四〇 四〇〇四八	C 一一四六	〃	平成二八、七、六	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇六二	H D 〇〇六	〃	平成二九、四、一八	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇六三	H D 〇〇七	〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇九四	A B 六九一	〃	三、三	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇九六	A B 六九三	〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇九八	A B 六九五	〃	〃	〃	〃	〃
三一八〇四〇 一〇〇二四	C 一一五一	〃	一〇、五	〃	〃	〃

(二八二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成三十一年三月二十二日

(四) 納入場所

山口県立周防大島高等学校久賀校舎ほか十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成三十年九月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年九月二十一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成三十年九月二十一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、平成三十年九月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課

(電話〇八三一九三三三三九六〇) に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools

(3) Delivery period: March 22, 2019

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School Kuka Campus and 14 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 20, 2018 (If brought in person: 10:00 A.M. September 21, 2018)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年八月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

放置駐車違反管理システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十一年三月一日から平成三十七年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部交通部交通指導課ほか二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十年八月十日から同年九月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通指導課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

平成三十年八月十日印刷
平成三十年八月十日発行

発行所

山口県知事庁

- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇番地
- 六 落札金額
四千六百二十二万四千円
- 七 入札公告日
平成三十年六月一日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格